# 長野県指導力不足等教員判定委員会の委員の任命について

**教育政策課**

長野県指導力不足等教員判定委員会の委員として、次のとおり任命するものとする。

任命委員６名

| 氏　名 | 役職等 | 備　考 |
|---|---|---|
| 齊藤（さいとう）　忠彦（ただひこ） | 信州大学教育学部　教授 | 再　任 |
| 轟（とどろき）　純一（じゅんいち） | 医療法人鶴賀会鶴賀病院<br>理事長・院長 | 新　任 |
| 白鳥（しらとり）　敬日瑚（のりひこ） | マイクロストーン株式会社<br>代表取締役社長 | 再　任 |
| 河原（かわはら）　節子（せつこ） | 元　公立小学校長 | 再　任 |
| 市川（いちかわ）　裕子（ひろこ） | 元　公立高等学校長 | 再　任 |
| 松田（まつだ）　愛絵（あきえ） | 長野県ＰＴＡ連合会 | 再　任 |

任期：令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

（参考）長野県指導力不足等教員判定委員会とは

次に掲げる事項の審議及び意見の具申を行う長野県教育委員会の附属機関

(1) 指導力不足等教員に該当するか否かについての判定

(2) 指導力不足等教員の指導改善研修の改善の程度についての判定

(3) その他指導力不足等教員に関する付帯意見

【根拠規定】

○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第１号）

（指導改善研修）

第 25 条　公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

２、３（略）

４　任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

５　任命権者は、第１項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

６、７（略）

○指導力不足等教員に係る認定等に関する規則（平成 20 年３月 31 日教育委員会規則第３号）

（判定委員会）
第６条　県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、長野県附属機関条例（令和２年長野県条例第３号）第２条第１項の規定により設置された長野県指導力不足等教員判定委員会（以下この条において「判定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
２、３（略）

（指導改善研修終了時の認定等）
第 10 条　県教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた指導力不足等教員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。この場合においては、第６条第１項、第７条及び第８条の規定を準用する。
２　（略）

○長野県附属機関条例（令和２年３月 19 日条例第３号）

（設置及び担任事務）
第２条　執行機関の附属機関として、別表の第１欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第２欄に掲げるとおりとする。

（別表）（第２条、第３条、第４条関係）
２　教育委員会の附属機関

| 名称 | 担任する事務 | 委員の構成 | 委員の定数 | 委員の任期 |
|---|---|---|---|---|
| 長野県指導力不足等教員判定委員会 | 教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第25条第１項及び第４項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。 | 教育公務員特例法第25条第５項に規定する者 | ６人以内 | ２年 |
| | | | | |